

## 大阪市条例第 53 号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例案

第 1 条 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成 5 年大阪市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 1 項中「次表の範囲内で市長が」を「次表に」に改め、同項の表を次のように改める。

種 別	取 扱 区 分		単 位	手数料
一般廃棄物(し尿、犬、猫等の死体及び特定家庭用機器廃棄物を除く。)	1 月以上継続するもの	毎日(収集を行う日に限る。)収集するものの処理及び廃棄物空気輸送施設により毎日(当該施設を供用する日に限る。)輸送するもので1日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理	10キログラムまでごとに	240円
		1日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理で上記以外のもの	10キログラムまでごとに	180円
	臨時の処理		50キログラムまでごとに	1,200円
	市長が指定する処理施設へ搬入されたものの処分		10キログラムまでごとに	58円
犬、猫等の死体			5キログラム未満のもの1個につき	1,700円
			5キログラム以上10キログラム未満のもの1個につき	2,100円

			10 キログラム以上のもの 1 個につき	2,800 円
特 定 家 庭 用 機 器 廃 棄 物	ウィンド形 エアコンデ ィションナー		1 個につき	1,200 円
	室内ユニッ トが壁掛け 形又は床置 き形である セパレート 形エアコン ディショナ ー	1 個のセパレート形エアコ ンディショナーを構成する 室内ユニット又は室外ユニ ットのうち 1 個が単独で排 出される場合	室内ユニッ ト又は室外 ユニット 1 個につき	1,200 円
		その他の場合	セパレート 形エアコン ディショナ ー 1 個につき	2,400 円
	テレビジ ョン受信機(ブ ラウン管式 のものに限 る。)		25 型未満の 大きさのも の 1 個につ き	1,200 円
			25 型以上の 大きさのも の 1 個につ き	2,400 円
	電気冷蔵庫 及び電気冷 凍庫		内容積が 250 リットル未 満のもの 1 個につき	1,200 円
			内容積が 250 リットル以 上のもの 1 個につき	2,400 円
	電気洗濯機		1 個につき	1,200 円

第2条 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を次のように改正する。

第30条第1項の表中

「

一般廃棄物(し尿、犬、猫等の死体及び特定家庭用機器廃棄物を除く。)	1月以上継続するもの	毎日(収集を行う日に限る。)収集するものの処理及び廃棄物空気輸送施設により毎日(当該施設を供用する日に限る。)輸送するもので1日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理	10キログラムまでごとに	240円
		1日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理で上記以外のもの	10キログラムまでごとに	180円
	臨時の処理		50キログラムまでごとに	1,200円
	市長が指定する処理施設へ搬入されたものの処分		10キログラムまでごとに	58円

」

を

「

一般廃棄物(し尿、家庭から排出される粗大ごみ(一時的に多量に排出されるごみを含む。以下同じ。)で本市が収集するもの、犬、猫等の死体及び特定家庭用機器廃棄物を除く。)	1月以上継続するもの	毎日(収集を行う日に限る。)収集するものの処理及び廃棄物空気輸送施設により毎日(当該施設を供用する日に限る。)輸送するもので1日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理	10キログラムまでごとに	240円
		1日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理で上記以外のもの	10キログラムまでごとに	180円
	臨時の処理		50キログラムまでごとに	1,200円

	市長が指定する処理施設へ搬入されたものの処分	10 キログラムまでごとに	58 円
家庭から排出される粗大ごみで本市が収集するもの		1 個につき	1,000 円以内で市規則で定める額

」

に改める。

#### 附 則

( 施行期日 )

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

( 経過措置 )

2 第 1 条の規定による改正後の大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第 30 条の規定は、第 1 条の規定の施行の日以後に市長が指定する処理施設へ搬入された一般廃棄物の処分に係る手数料について適用し、同日前に当該処理施設へ搬入された一般廃棄物の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

3 第 2 条の規定による改正後の大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第 30 条の規定は、第 2 条の規定の施行の日以後に申込みのある家庭から排出される粗大ごみの処理に係る手数料について適用する。